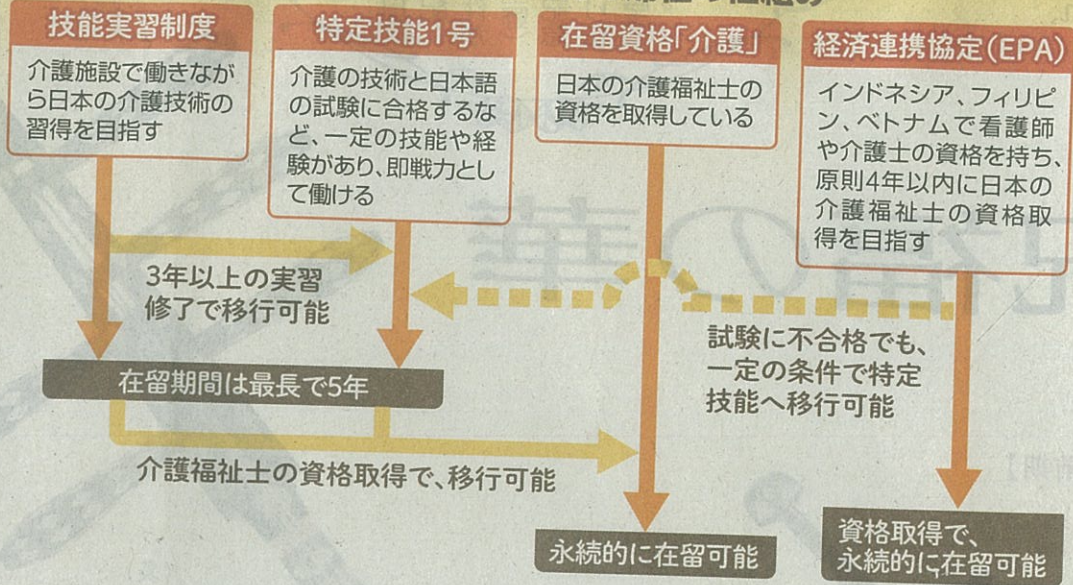


介護分野で働く外国人材の滞在の仕組み



長期間働く道広がる

介護分野の外国人の在留資格「EPA」「介護」「技能実習」「特定技能」の4ルートのうち、永続的に働けるのはこれまで、在留資格「介護」を持つか、EPAで介護福祉士の資格を取った人に限られていた。

4月に新設された特定技能では、一

定の条件を満たせば、技能実習やEPAからの移行が認められる。例えば、技能実習を3年修了した後に特定技能に移れば、最長でさらに5年間、あわせて8年間、日本で働くことができる。

この間に、介護福祉士の資格を取得すれば、在留資格を「介護」に切り替え、永続的に働くことも可能だ。より多くの外国人材が、日本で長期間働き続ける道が広がったとも言える。